

平成 23 年 12 月 20 日

規制・制度改革に関する分科会 ヒアリング

土屋 了介

公益財団法人 がん研究会 理事

- 医療の分野で規制・制度改革が必要な事項については分科会ではすでに明らかである。
- 既得権益を持つ団体とそれを擁護する省庁を相手に、改革を協議するのは時間がかかる割には成果が得にくい。
- 分科会での提言を内閣が閣議決定することが必要。(政治主導)
- 個々の事項を省庁との協議で改革することも現実には有効である。
- しかし、個々の事項の改革が大きな改革につながるとは限らない。
- 障害の根本はどこにあるか？
 - 医療法、医師法、医療保険法、・・・
 - 政令、省令
 - 通知
- TPP の影響
 - 皆保険制度の崩壊は本当か
 - 「日本基準」を TPP にする気概と「法の整備」
 - 交渉力はあるのか
- 日本の医療をガラパゴス化しないためには「混合診療」が必要